

私からは、原判決の釈明義務違反についてお話しします。

まず、弁論要旨添付の別紙1をご覧ください。

別紙1は、本件開示文書のひとつです。問題の「備考」欄は全面的に不開示となっています。

国は、この「備考」欄は独立した一体の情報だと主張しています。

次に別紙2をご覧ください。こちらは、別紙1に対応する別件開示文書です。別紙1と2を見比べると、黒塗りされている本件開示文書の「備考」欄には、実際は7つの小項目があるだろうこと、そのほとんどに不開示事由がないだろうことがわかります。

その他の本件開示文書についても、「備考」欄が、複数の「小項目」に細分化でき、その中には不開示事由のない情報が含まれているだろうことが、容易に推測できる状況でした。

それにも関わらず、原審は、国に釈明をすることなく、「備考」欄の記載内容を、裁判手続において特定し、不開示事由の存否を個別に判断することは困難であると結論付けてしまいました。

国民が真に主権者として選挙権を行使し、そして選挙の時のみの主権者で終わらないためには、政府情報を常時知り、意見を表明していく必要があります。

国民主権という憲法の理念を基礎に、主権者から信託を受けて国政を行う政府が、主権者である国民に対して、説明責任を果たす。そのために、国は情報公開制度を作ったはずですが、

それなのにひとたび訴訟になると、国は「当事者対等の原則」を掲げて、自らに不利益な事実を主張しなくなってしまう。対当事者からの求問には応じないという不誠実な態度を取ることも、往々にしてあります。まさに今回もそうでした。

政府情報を「隠すが勝ち」というようなそぶりを国が見せたとき、

裁判所がそれを見過ごすことがあってはなりません。

行政訴訟では、行政と私人の主張立証能力に、大きな格差があります。

さらに情報公開訴訟では、開示を求める「情報」にアクセスできるのは、行政のみであるという事情も加わります。

だからこそ、裁判所は、必要なときには釈明権を行使しなければならないし、釈明を行うことが義務になる場合もあるのです。

今回の件には、別件開示文書による事実上の「インカメラ」審査を行うことができたという特殊事情が存在しています。

これにより、国が、濫用的に不開示処分を行なっているという事実が、白日の下に晒されました。

控訴審では、国自身も、「備考」欄に小項目が存在することを、認めていました。

原審が国に対し、備考欄における小項目の有無や内容、相互関係などを釈明させていれば、勝つべき者が勝たず、負けるべきものが負けないという不正義を回避することができていたはずですが、

本件では、裁判所が国に釈明を行うことが、義務になっていました。

この義務を履行せずに弁論を終結させてしまった原審裁判所には、釈明義務に反した違法があります。

情報公開法3条は、「何人も」行政文書の開示を請求することができると定めています。皆さんの判断は、本件の上告人はもちろん、私の後ろにいる傍聴人や、そのほかのすべての人々の権利に関わるものです。

本件のような別件開示文書がなかったとしても、多くの人が皆さんの判断を武器として援用できるように、制度目的が果たされるように、判決文には、情報公開訴訟において「裁判所が釈明義務を果たすべき」場面を、適切に示して頂きたいです。

それが、人々の知る権利を守り、ひいては民主主義を守ることにともつながると思います。